

令和7年12月11日(木) 衆・法務委 吉川 里奈 議員(参政)  
対法務当局

4問 検察官には、子が小学校入学前までに育児短時間勤務や育児時間の時短勤務が可能であるとのことであるが、育児短時間勤務の取得状況について、法務当局に問う。

(答)

- 御指摘の育児短時間勤務については、国家公務員の育児休業等に関する法律第12条に定められており、検察官においてもその適用を受けるものと承知。
- 女性検察官の現時点における利用状況について把握しておらず、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、女性検察官を含む検察庁職員が、個々の事情に応じて、家事・育児・介護等を行いつつ、職場においてもその能力を十分に発揮して活躍することが重要であり、今後も各種制度の周知や制度を利用しやすい職場環境の整備に努めてまいりたい。

(参照条文)

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）

（育児短時間勤務の承認）

第12条 職員（常時勤務することを要しない職員、臨時的に任用された職員その他これらに類する職員として人事院規則で定める職員を除く。）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する官職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（勤務時間法第7条第1項の規定の適用を受ける職員にあつては、第5号に掲げる勤務の形態）により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（以下「育児短時間勤務」という。）ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しないときは、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

- 一 日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間法第6条第1項に規定する週休日をいう。以下この項において同じ。）とし、週休日以外の日において一日につき3時間55分勤務すること。

二 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき4時間55分勤務すること。

三 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき7時間45分勤務すること。

四 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日のうち、2日については一日につき7時間45分、一日については一日につき3時間55分勤務すること。

五 前各号に掲げるもののほか、一週間当たりの勤務時間が19時間25分から24時間35分までの範囲内の時間となるように人事院規則で定める勤務の形態

2 (略)

3 (略)